

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行情）諮問第152号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（行情）答申第182号）

事件名：個別の教育支援計画（自殺した児童生徒に関するもの）が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「直近から1名分個別の教育支援計画（自殺した児童生徒のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月24日付け28受文科初第1979号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、直近から1名分個別の教育支援計画（自殺した児童生徒のもの）が記載されている文書（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書は文部科学省初等中等教育局特定課において法令上作成が義務づけられているものではなく、また、学校からの提出も受けていないため保存していない。

更に、念のため確認したが本件対象文書の内容に係る文書は存在しなかった。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月3日 審議
- ④ 同年8月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文部科学省では、平成19年4月に発出した「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めることを通知しているが、特別支援学校や小・中学校等において作成した個別の教育支援計画を文部科学省に提出することを求めている。

イ このため、個別の教育支援計画が文部科学省に送付されてくる仕組みとなっておらず、また、実際にも送付されてきていないため、本件対象文書は不存在であるとする原処分を行った。

本件開示請求を受けて、念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 文部科学省では、特別支援学校等で作成した個別の教育支援計画の提出を求めておらず、このため本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司